

「旅色」情報掲載サービス 利用約款

第1条 (目的)

本約款は、株式会社ブランジスタ（以下「当社」という）が申込者の委託を受けてインターネット上で当社が運営する情報掲載サービス「旅色」およびその他当社が指定する媒体に、申込者の宿泊施設情報および運営店舗情報（以下総称して「本件情報」という）を掲載することの取次ならびにその他関連する業務（以下「本件業務」という）の委託に関する基本合意と諸条件を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

本約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、次に定めるところによる。

- (1) 「本サービス」とは、当社が運営する情報掲載サービス「旅色」において使用許諾権を持つタレントを用い、当社が宿泊施設情報および運営店舗情報を掲載することを認めた申込者が運営する施設の情報掲載ならびに観光名所、特産品等の紹介を行なうサービスをいう。

第3条 (本件業務)

1. 申込者は、本件業務を当社に委託し、当社はこれを受託する。
2. 本件業務として当社が受託する業務は次のとおりとする。
 - (1) 本サービスの提供における申込の媒介
 - (2) 申込者の宿泊施設情報ページ・店舗施設情報ページの制作および掲載業務
 - (3) その他、前各号に付随する業務
3. 前項に定める本件業務の詳細については、別途申込書にて定めるものとし、本約款に記載のない事項もしくは本約款に抵触する事項で申込書に明示して記載された事項は、申込書が本約款に優先して効力を有するものとする。
4. 当社は前項に定める業務の他、別途オプションサービスを申込者に対して提供できるものとする。当該サービスの提供を行なう場合、当社ならびに申込者は別途当社が定める発注書にて対価および業務詳細を決定するものとする。
5. 当社が定める「旅色」の内容更新時に、事前に申込者より申し出があった場合、その時期に当該施設情報ページを変更できるものとする。また、当社が定める時期以外に当該施設情報ページの更新を行なう場合、当社は見積書を発行し、申込者は見積書記載の金額を支払うものとする。

第4条 (対価)

1. 本約款第5条第1項に定める期間における本サービスの提供および本件業務遂行にかかる対価およびその支払い方法は、別途申込書記載のとおりとする。
2. 前項より定める対価の支払いが確認できない場合、当社の指定する方法にて速やかに当該遅滞発生月の対価を支払うものとする。なお、その場合、甲は乙に対し支払い期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合による遅延損害金も併せて支払うものとする。
3. 本件業務の遂行において実費等の諸経費が発生する虞がある場合には、申込者が事前に承認した実費等の諸経費について、当社が別途その都度請求することができるものとする。
4. 本サービスは同一住所、同一屋号の施設を1掲載とし、複数住所または複数の屋号の掲載に関しては掲載施設数に1掲載単価を乗じた対価を請求するものとする。
5. 本サービスへの掲載を希望する施設が、別途当社が定める掲載募集条件に達しない場合、当社は自らの裁量により本サービスの開始を延期または中止することができるものとする。なお、本項により本サービスの開始を中止した場合、申込者より受領済みの掲載料金は適宜返金するものとするも、当社は申込者に対するその他の如何なる損害に関しても一切の責を負わないものとする。

第5条 (掲載期間および情報内容の変更、整備等)

1. 本件情報の掲載期間は、別途申込書に記載した掲載開始日より掲載終了日までとする。
2. 当社は、本サービスに関する仕様、レイアウト等を自らの裁量により変更できるものとし、申込者は予めこれを承認する。
3. 当社が次の各号の場合において、申込者の運営施設情報について修正することを当社に求め、当社が当該請求を申込者に伝えたにもかかわらず、申込者がこれに応じない場合は、当社によって掲載期間中であっても掲載済みの運営施設情報を削除される場合があることを、申込者は予め承認する。
 - (1) 本件情報が当社の掲載基準に抵触する場合
 - (2) 当社が何らかの責任を負い、もしくは紛争に巻き込まれる虞があると当社が判断した場合
 - (3) 本件情報が法令に違反するものであると当社が判断した場合
 - (4) その他、本件情報に重大な問題があると当社が判断した場合
4. 前項より、削除等の対応がされた場合においても当社が申込者より受領した対価は返還されないものとする。
5. 本件業務より、当社から申込者に成果物の引渡しが必要な場合、申込者は引渡しを受けた際に当社が明示する日までに検収を行わなければならないものとし、検収合格の通知が当該期間を超えても申込者から当社になされない場合は、当該成果物は甲の検収に合格したものとみなされるものとする。また、申込者より事前に了承を得ている成果物に関しては、この期間に限らず申込者の検収に合格したものとみなされるものとする。

第6条 (運営の責任)

1. 当社は、本サービスの運営に関して生じる一般ユーザーその他の第三者からの問い合わせ、苦情等（但し、本件情報に係わる部分は除く）については、当社が自らの費用と責任で対応することを保証するものとする。
2. 前項の規定にもかかわらず、停電、通信回線の事故、天災等の不可抗力、または通信事業者の不履行、コンピューター・サーバーのダウン、インターネットインフラの事故等、契約の履行において管理可能な範囲を超えたシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など当社の責に帰すべき事由以外の原因により、申込者の運営施設情報掲載の不能が生じた場合、当社は当該債務不履行に基づく責を免れるものとする。
3. 本約款に関連して当社が申込者に対し債務不履行責任、不法行為責任を負った場合、当該賠償額は当社が申込者から本約款に基づく受領済金を上限とする。

第7条 (本件情報に関する責任)

1. 申込者は当社が本件業務を遂行する為に必要とする資料ならびに本件情報等を適宜無償にて提供するものとする。
2. 申込者は、本件情報の内容が、業界慣行・商慣習をはじめ関連する法律に適法な内容であり、第三者の著作権、その他知的所有権、営業秘密またはプライバシーその他の権利を侵害していないことを保証するものとし、本件情報の内容に関連して第三者から申込者または当社がクレーム（損害賠償の請求、使用差止の請求など内容の如何を問わず、また訴訟の係属の有無を問わない）を受けた場合、契約中はもとより終了後に発生したものであっても申込者は自己の責任と費用でこれを解決するものとする。
3. 申込者は本サービス利用にあたり、当社が定める本件情報の内容更新期間中に限り、本件情報の内容更新を求めることができるものとする。但し、当該内容更新に関し、画像ならびに変更箇所等に係わる情報を当社に対し遅滞なく提供する義務を負うものとする。

第8条 (著作権の保護)

1. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます）はすべて当社に帰属するものとし、申込者は、いかなる場合にも本サービスに関する一切の権利を主張しないものとする。申込者が本サービスにおける何らの権利の使用許諾を求める場合、当社が事前に書面による承諾をした場合に限り、申込者に対し一時的な使用許諾を与えるものとする。
2. 申込者は、本サービスまたはこれに関連するファイルもしくは資料を、改造、改変または複製してはならないものとする。
3. 本件業務により当社がバナーを制作する場合、当該バナーを申込者は自らが運営するホームページ上に貼付することができるものとする。但し、タレント名等をサイトページ上に掲載することは一切禁じるものとし、本項に違反した場合、直ちに本契約を解除または損害賠償請求を行なうことができるものとする。

害賠償請求を行なうことができるものとする。

第9条 (再委託)

1. 当社は本件業務の全部または一部を自らの裁量により第三者に再委託することができるものとする。
2. 前項により当社が再委託をおこなった場合、当社は当該再委託先に対し、本約款に定める諸義務を遵守するよう監督する義務を負うものとする。

第10条 (申込者情報の開示)

申込者は、当社が求める本サービスの提供に必要な情報を適宜提供する義務を負うものとする。

第11条 (障害対応)

1. 本件情報が正常に掲載されないときには、申込者は、当社に電話、FAX、電子メール等の方法で、原因調査および使用復旧措置を行うよう請求することができるものとし、当社は、申込者の請求に基づき原因調査および使用復旧措置を行うものとする。
2. 使用復旧措置について緊急を要する場合は別途申込者・当社協議の上、対応策を検討するものとする。

第12条 (権利等の譲渡禁止)

申込者および当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本約款に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならないものとする。

第13条 (住所等の変更通知)

1. 申込者および当社は、住所、電話番号、商号代表者、または支払口座を変更する場合は、事前にその旨を書面により相手方に通知しなければならない。
2. 申込者または当社が前項に記載する変更通知を怠った場合、本約款に関して相手方の従前の住所、商号、代表者宛に発せられた書面は、すべて発送した時点で相手方に到達したものとみなす。

第14条 (有効期間および満了日)

本約款記載事項は、申込日より効力が生じ本件情報の掲載終了日まで効力を有するものとする。なお、掲載終了日の2ヶ月前までに、当社または申込者より書面にて掲載終了の申し出があった場合、本契約は更に別途申込書記載の掲載期間と同等の期間延長し、以後も同様とする。

第15条 (個人情報の取扱い)

1. 本契約に基づき当社が申込者より取得する個人情報は、本契約の目的の遂行の為のみに利用するものとし、申込者本人の承諾なく第三者に開示・提供してはならない。
2. 当社は、個人情報の保護に関する法律、関係各庁が定めるガイドラインならびに各種プライバシーに関する法令を遵守するものとする。

第16条 (秘密保持義務)

申込者および当社は、本約款の内容または契約の履行過程において知り得た相手方の営業上、技術上の秘密として管理されている情報（以下「秘密情報」という）を相手方の書面による承諾なしに、第三者に対して開示、提供もしくは漏洩または本約款に定める目的以外に使用してはならない。但し、次の各号の一に該当する情報は秘密情報には該当しないものとする。

- (1) 第三者に対する開示について事前に書面による情報開示者の承諾を得た情報
- (2) 開示を受けた時に既に公知の情報
- (3) 開示を受けた後に情報受領者の責めによらず公知となった情報
- (4) 開示を受けた時すでに情報受領者が適法に所有していた情報
- (5) 情報開示者が第三者に対しなら秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- (6) 法令により開示することが義務付けられた情報

第17条 (法令等の遵守)

申込者および当社は、本約款の各条項の他、関係法令ならびに監督官庁等の指示および指導を遵守しなければならない。

第18条 (中途解約)

申込者および当社は本契約の有効期間中といえども、終了日の2ヶ月前までに相手方へ書面による通知を行うことにより、本契約を終了することができる。但し、申込者より中途解約をなされた場合、すでに支払い済みの対価は返還されないものとし、なお、第4条第1項に定めた対価を全額支払われていない場合、解約月までに支払った金額を差し引いた金額を解約月の翌月末までに当社に支払うものとする。なお、支払方法は、当社所定の方法にて支払うものとする。

第19条 (解除)

1. 申込者または当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他の手続きをすることなく直ちに契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本約款の各条項の一に違反し、相当期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず当該違反を是正しない場合
 - (2) 第三者から差押もしくは仮処分を受けた場合
 - (3) 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、または特別清算の申し立てがあった場合
 - (4) 支払停止もしくは支払不能に陥った場合、または振出しもしくは引受けた手形が不渡りとなった場合
 - (5) 営業停止または営業許可取消し処分を受けた場合
 - (6) 合併によらない解散の決議をした場合
 - (7) その他信用状態に著しい変化が生じた場合
 - (8) 前各号に掲げるものの他、契約の円滑な履行が困難になった場合
2. 前項に基づく契約の解除は、前項各号に該当した当事者に対する損害賠償請求を妨げないものとする。
3. 申込者または当社が、前項各号のいずれかに該当し契約を解除されたときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対し有するすべての債務（本契約による債務に限定されない）の全額を直ちに現金にて支払わなければならない。

第20条 (表明保証)

1. 当社および申込者は、本契約締結日現在において、暴力団等反社会的勢力と資本・資金上関連が無く、名目を問わず資金提供その他の取引を行うものでないこと、及びそれらの者を役員に選任し、又は従業員として雇用などしていないことを保証します。
2. 当社および申込者は、本契約期間満了まで、暴力団等反社会勢力と資本・資金上関連せず、名目を問わず資金提供その他の取引を行わないこと、及びそれらの者を役員に選任し、又は従業員として雇用などしないことを保証します。

第21条 (約款変更)

1. 当社は、申込者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとし、申込者および当社は変更後の規約に拘束されるものとする。
2. 本規約変更後、申込者が本サービスの利用を継続した場合、当社は申込者の変更後の規約に同意したものとみなし、変更後の規約に同意しない場合、申込者は解約の手続きを取るものとする。

第22条 (管轄裁判所)

本約款について紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所に第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条 (紛議)

本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合、申込者および当社は誠意をもって協議し、速やかにその解決を図るものとする。

平成21年10月1日 改訂
平成22年1月1日 改訂
平成22年4月1日 改訂
平成23年4月1日 改訂
平成24年2月8日 改訂